

輸送伝票NO.

貸切バス(一般貸切旅客自動車)利用申込書/運送引受書・乗車券(1枚目/2枚)

・お手数ですが太線内をご記入願います。

申込者			氏名・名称 (フリガナ) 団体名		(担当者名) 様		申込日: 年 月 日		
			住所				電話: FAX: E-mail: 緊急連絡先: 施設長名 施設 印		
契約責任者(旅行者および申込代理人の場合記入)			氏名・名称		(担当者名) 様		電話: FAX: E-mail: 緊急連絡先:		
住所									
事業者名			西東京バス株式会社				電話:		
担当営業所			営業所				FAX:		
住所							E-mail: 緊急連絡先:		
事業許可			昭和42年12月18日 67東陸自1旅1第2433号 営業区域: 東京都全域、神奈川県相模原市緑区、埼玉県入間市、埼玉県飯能市				任意保険 対人: 無制限 対物: 200万円		
申込乗車人員			大人 名 小人 名 計 名	使用車両数	乗合大型 両	その他( ) 両			
配車日時			年 月 日 ( ) 時 分	配車場所	地図: 有・無				
行程									
	月 日	曜日	発地	発時刻	経由地	着時刻	着地	待機時間	乗務員の休憩 地点 時間
①	/			:		:		:	:
②	/			:		:		:	:
③	/			:		:		:	:
④	/			:		:		:	:
うち、旅客が乗車しない区間: 該当箇所があれば記載							営業所(車庫)		
交替運転者		有・無(○印)		交替の地点( )		【運行開始日時】 月 日 ( ) 時 分		【運行終了日時】 月 日 ( ) 時 分	
車掌		有・無(○印)		交替の地点( )					
運賃及び料金の支払方法		□銀行振込 □現金 □その他( ) 支払期日: 年 月 日		【走行距離】 総 実車 km		【走行時間】 総 実車 時 分			
適用を受けようとする割引		□学校団体割引 □障害者施設団体割引 □その他( ) 割引 ※標準運送約款5条2項に規定する所定の証明書を添付。		運賃(税別) 円 ① (上限額: 円 下限額: 円)					
特約事項				料金(税別) 円 ② (上限額: 円 下限額: 円) (料金の種類: 交代運転者・深夜早朝・特殊車両 ○印)		消費税 円 ③		実費(税込) 円(実費の詳細: )	
				合計額 円①+②+③(1台当たり)=④					
				総合計 円(④× 両)					

上記のとおり運送をお引受けいたします。  
年 月 日

西東京バス株式会社 営業所 担当者

受注者	担当者

本書2頁に定める貸切バス(一般貸切旅客自動車)利用申込にあたり、当社輸送条件に同意いたします。

※ 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10%(本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当)を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。

2018.08.23改定  
輸送完了日から1年間保管(一般団体専用)

## 貸切バス(一般貸切旅客自動車)利用申込書／運送引受書・乗車券(2枚目/2枚)

当社輸送条件(下記の1項一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款および2.3.4項を適用)	
1.	当該輸送の申込みが、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款によらないものであるときは輸送の引受けができません。
2.	契約責任者(申込者を含む)および団体利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は輸送の引受けができません。 (1)暴力団または暴力団の構成員(準構成員を含む。以下同じ) (2)暴力団関係企業または暴力団もしくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体 (3)総会屋、社会運動標ぼうゴロその他反社会的勢力に該当するもの (4)特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体またはその構成員 (5)その他前各号に準ずる者
3.	契約責任者(申込者を含む)および団体利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行う場合は輸送の引受けができません。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる者
4.	契約責任者(申込者を含む)および団体利用者が、当社輸送条件に違反していた場合または将来に違反する事態になったと当社が判断した場合は、当社から何ら通知・催告なく輸送の引受けをお断りいたします。この場合、契約責任者(申込者を含む)および団体利用者は輸送の引受けができないことに異議を述べないことおよびこれにより当社が被った損害を賠償(上記2.3項の場合)して頂くこととなります。なお、当社はこれに伴う損害については一切賠償いたしません。

違約料(一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 第15条、16条より)	
(1)配車日の14日前から8日前まで	所定の運賃及び料金の20%に相当する額(消費税込)
(2)配車日の7日前から配車日時の24時間前まで	所定の運賃及び料金の30%に相当する額(消費税込)
(3)配車日時の24時間前以降	所定の運賃及び料金の50%に相当する額(消費税込)
(4)出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないとき	所定の運賃及び料金の100%に相当する額(消費税込)

配車場所の地図

備考欄